

鹿追町内運送事業者事業継続緊急支援金

燃料費の高騰による経営への影響が顕著であり、取引価格、サービス料金への転嫁が困難な運輸・交通分野の事業者の事業継続への負担を軽減するため、支援金を給付します。

支援概要

■助成対象者 ※次のいずれかに該当する事業者

- ①貨物自動車運送事業法の許可を受けた
一般貨物自動車運送事業者、又は特定貨物自動車運送事業
- ②貨物自動車運送事業法第36条の届出をした
貨物軽自動車運送事業者
- ③道路運送法第4条の許可を受けた
一般貸切旅客自動車運送事業者、又は一般乗用旅客自動車運送事業者

■支援金額

法人 1社につき **10万円** 車両1台**5万円**
個人 1社につき **5万円** 車両1台**5万円**

※支給上限：1社につき100万円

■申請期間

令和4年10月17日～令和5年2月28日まで

■受付窓口

鹿追町商工会

■お問合せ

鹿追町商工観光課又は鹿追町商工会